

公園占用
公園施設設置
公園施設管理

許可申請書兼許可書

R7 年 11 月 6 日

宝塚市長 様

申請者 住所(所在地) 宝塚市武庫川町5-25-701

団体名 宝塚市花のみち自治会

氏名 山本 發生

担当者 住所(所在地) 宝塚市武庫川町6-25-2609

団体名 宝塚市花のみち自治会

氏名 山本 弘之

TEL 090-9394-0611

FAX

都市公園法第5条・第6条の規定により、次のとおり許可【新規・継続・変更】を申請します。

公 園 名	花のみち・さくら橋公園	場 所	宝塚市武庫川町6-1
目 的 及 び 内 容	自治会内の活性を図るため、イルミネーションで子供たちの夢を育む。		
期 間	自 R7 年 12 月 6 日 ~ 至 R8 年 1 月 9 日		
工 期	自 R7 年 12 月 4 日 ~ 至 R8 年 1 月 10 日 片付け		
占用等の 物件の種類・数量・構造 (添 付 資 料)	消費電力(計算根拠を添付) 点灯時間:17時~21時 1077w × 4hr/日 = 150,780kw h 1.位置図 2.平面図 3.構造図 4.写真 5.帰属書 6.その他 ※帰属のない場合、5は不要		
工 事 方 法	LED電球&飾り物を既存の樹木・手すりに固定する		
管 理 方 法	1.自主管理 2.(電源のON・OFFはタイマーで行う		
復 旧 方 法	1.現状復旧 2.(設置したLED電球・飾り物を取り外し現状復帰する		
※ 使 用 料	金 円 ・ 減額 金 円 ・	免除	

※宝塚市指令 宝公河第 5251 号

上記の申請について下記の条件を付けて許可します。

令和 17 年(2025 年) 11 月 10 日

宝塚市長 森 臨 太 郎 印

記

- 1 都市公園法及び同法施行令並びに宝塚市都市公園条例及び同条例施行規則、その他法令を遵守すること。
- 2 許可なく目的外の用途に供してはならない。
- 3 既納の使用料は市条例により原則として還付しない。
- 4 使用等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 5 公園施設を滅失、損傷、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 6 許可期間中であっても市が必要とすると、又は許可条件に違反したときは許可を取り消すことができる。
- 7 使用者等は、自己の費用をもって許可物件を原状に回復し、許可期間満了と同時に市に返還しなければならない。
- 8 使用者等が市又は第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決しなければならない。
- 9 関係自治会と調整を図ること。
- 10 土地の異動を伴う場合は、完了後直ちに所有者の移転登記を行うこと。
- 11 申請者が宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であることが判明した場合は、許可を取り消す。また、暴力団の排除を図るため必要があるときは、市長が兵庫県宝塚警察署長に照会することがある。

特記事項

1 ※の欄には記入しないこと。

2 この申請書及び添付図書は使用等の期日前7日から30日までの間に各2部を提出すること。

(教示)

この決定に不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から3月以内に宝塚市長に対して審査請求をするか、又はこの決定のあったことを知った日の翌日から起算して6月以内に宝塚市を被告として(訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。)、この決定の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定の日から起算して1年を経過すると、審査請求及びこの決定の取消しの訴えのいずれもすることができなくなります。